

2017小山町ふれあい広場の参加に関する取り決め事項

参加希望団体・施設等は、以下の内容をご理解の上、参加エントリーシートをご提出下さい。

<実施趣旨>

本年度のふれあい広場は、来場者に「地域福祉」「ボランティア活動」等を発信していくとともに、楽しいひと時を過ごして頂けるよう、各種イベントを実施し盛り上げることを目的とする。

(1) 実施日：10月1日(日)

① 会場設営準備について(予定)

- ・テント持込の団体は土曜日13時から17時又は日曜日8時までにテントを設営して下さい。
- ・会館内の団体は土曜日9:00~17:00の間が設営可能です。
- ・当日の資材搬入及び搬出(片付け)については、
6:00~9:30 / 15:00~16:00 但し、文化会館内は8:00~9:30
となります。

② イベントスペースについて

屋外のテントの場合

当日ブース参加者が10名までの施設・団体は3.5m×3.5mの範囲

当日ブース参加者が10名以上の施設・団体は5.4m×3.6mの範囲

※基本的にはテント・机・イスは施設・団体各自で用意してください。

文化会館内の場合

参加者人数により菜の花ホール又はホワイエ、通路等を指定

③ 発電機・ガスボンベの使用の注意について

「発電機・ガスボンベの注意点」「配線・コードの取り回し」及び「燃料の保管方法」等の取り扱いについて各団体で責任を持ち、指定消火器10号を参加団体ごと準備するなどの細心の注意をして下さい。

(2) 参加申込締切：メール又はファックス又は小山町社協窓口で7月21日(金)必着

(3) 当日、実行委員会スタッフが各所を巡回して内容を確認し、公序良俗に反すると思われるもの、または趣旨等にふさわしくない内容であると判断した場合には、直ちに中止して頂きます。又は別の内容に変更して頂きます。

(4) 雨の場合でも、原則としては実施します。

(但し、豪雨で天候回復の見込みがなく、避難勧告等危険であると実行委員長が判断した場合は中止とする。

その場合の設営費用・食材料費・消耗品等の経費は参加団体の負担とする)

(5) 貸出物品以外の必要とされる機材、備品等経費及び管理は全て参加団体の自己負担及び自己責任とする。

(6) その他、上記以外に必要な事項が生じた場合には、参加団体と実行委員会の両者が誠意を持って協議し解決に努めるものとする。

調理とは?・・・食品衛生法では、「一応、摂食しうる状態に近くなった食品を変形したり、他の食品をふかしたり、あるいは調味を加えるなどして飲食に最も適するようにその食品に手を加え、そのまま摂食しうる状態にする事で他の仲介業者の手を経ることなく、直接摂食消費する目的をもってする事。」です。一度調理された食品を加熱し温めなおす行為、カン、ペットボトルのジュースをコップに注ぐ行為なども調理とみなされます。

2017 小山町ふれあい広場(福祉まつり)参加エントリーシート

* 別紙、ふれあい広場実施に関する取り決め事項の内容を遵守し、実施したいので下記のとおり申込ます。

団体・施設の名称			
通知送付先	〒	—	TEL
			FAX
メールアドレス			
フリガナ		フリガナ	
代表者氏名		担当者氏名	
緊急連絡先	氏名	携帯電話	
食品販売の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 食品販売計画あり ※1	
催し物の実施内容	(具体的に)		
テント使用の有無	<input type="checkbox"/> 文化会館内スペース利用 <input type="checkbox"/> タープテント等 (3.5m×3.5m) ※当日ブース参加者が10名までの施設・団体 <input type="checkbox"/> テント (5.4m×3.6m) ※当日ブース参加者が10名以上の施設・団体		
発電気使用 ガスボンベの有無	発電機の使用		ガスボンベの使用
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
注意事項	1. 内容等が不相当と判断した場合は実施をお断りすることがあります。 2. 食品を扱う場合は別途、書類を提出して頂くことになります。 3. テントの持ち込み団体については前日正午までに設営してください。 4. 後日開催される実行委員会に必ずご出席下さい。 5. 別紙取り決め事項に従って頂きます。		

※1 食品を扱う団体は事前に保健所の販売許可食品が確認して下さい。

※2 発電機・ガスボンベを使用する団体は各自でご用意ください。

※3 備品に貸与等については第1回目実行委員館でご案内いたします。

提出期限：平成29年7月21日(金) 必着

提出先：小山町ふれあい広場実行委員会 事務局 小山町社会福祉協議会まで

〒410-1311 小山町小山75-7 TEL76-9906 / FAX76-9907 / メール syakyo@fuji-oyama-wel.jp

2017 小山町ふれあい広場食品販売計画について

団体施設等の名称			
調理責任者の氏名			
営業許可番号		営業許可日	平成 年 月 日

露天営業許可証のコピーを添付して下さい。

○食品販売計画

名 称	数 量	名 称	数 量

○調理場の場所について

<p>調理場の図面を 凡例に沿って 各配置図を 記入して下さい (概略図)</p>	<p>テント前面</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 150px; margin: 0 auto;"></div> <p>テント後面</p>	<p>凡例</p> <p>ガ…ガスボンベ</p> <p>発…発電機</p> <p>コ…ガスコンロ</p> <p>電…電気調理器</p> <p>缶…携行缶</p> <p>消…消火器</p> <p>流…流し台</p> <p>水…水ポリタンク</p>
<p>注意事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上記の申請したもの以外は販売しないで下さい。 2. 会場テント外で調理する場合は、営業許可が必要です。 3. バザー等開催時の注意事項は厳守して下さい。 4. 内容等が不適当と判断した場合は実施をお断りすることがあります。 	

提出期限：平成29年8月21日(金) 必着

提出先：小山町ふれあい広場実行委員会 事務局 小山町社会福祉協議会まで

〒410-1311 小山町小山75-7 TEL76-9906 / FAX76-9907 /メール syakyo@fuji-oyama-wel.jp

飲食店営業（露店）で提供できる食品の例示

御殿場保健所衛生薬務課

酒類（ビールサーバーによる提供を含む）

焼きとり	きりたんぽ	五平餅
フライの類	じゃがバター	ホットドッグ
たこ焼き	アメリカンドック	おでん
お好み焼き	フランクフルトソーセージ	
焼きそば	揚げ魚肉練製品	焼饅頭
中華そば類	ミニカステラ	スピン
きんつば	揚げあられ	たい焼き
今川焼き	クレープ	イカ焼き

かき氷

氷雪製造業で製造し、容器包装に入れられた氷に限る
氷の保管は容器包装の基準に適合する容器に限る

生食用商品は提供できない

例) 生食用鮮魚介類、生寿司、食肉の刺身 等

米飯については販売のみとする

弁当類の調理はできない

仕出し屋等固定店舗で調理したものの販売に限る

調理・洗浄の使用水は飲用適のものに限る

使用水の保管は容器包装の基準に適合する容器に限る

営業許可が不必要な食品

甘酒	焼いも	焼きとうもろこし	ゆで栗
甘栗	炒り豆	ポップコーン	爆弾あられ
飴細工	りんご飴	べっこう飴	いちご飴
ニッキ	ほおずき	チョコバナナ	七味唐辛子

ハッカパイプ

バザー等開催時の注意事項

- **露天営業許可証をブースに掲示すること**
- **調理の際はゴム手袋を必ず着用すること**

- 1 販売その他提供する食品は、衛生的な店から購入し、かつ衛生的に包装された既製食品を原則とすること。
- 2 もし調理して提供する場合には、簡単な調理ですむものであって、かつ充分加熱を要するものとし、生食又はこれに類似する食品は提供しないこと。
- 3 食品の調理、取り扱い等に従事する者は健康な者であること。
- 4 調理食品の原材料は腐敗し易いものを避け、新鮮なものを購入して使用すること。
- 5 調理等に用いる水は飲用に適する水を使用すること。
- 6 食品を取り扱う者は逆性石鹼その他適当な消毒液を用いて手指の洗淨消毒を間断行すること。
- 7 食品の販売を業者に委託する場合は衛生的に充分信用のおける業者を選ぶこと。
- 8 季節的に見て事故の発生しやすい食品は販売しないこと。
- 9 不衛生な行商による食品の立入り販売についても充分注意すること。

上記事項に留意の上、食中毒等の発生防止に充分気をつけてください。